（附属品の規格）

第十一条　法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　附属品に使用する材料は、使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切なものであること。

二　附属品は、告示に定める試験を行い、これに合格するものであること。

三　附属品は、容器の外部又は内部に直接取り付けられているものであること。

四　安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた温度に対応して作動するものであること。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣が告示で定める国が、協定規則第百三十四号に基づき認定した附属品であって、当該附属品に使用する金属材料が前項第一号で定める基準に適合するものとして認められたもの（以下「海外認定附属品」という。）については、当該認定に係る規格をもって法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格とする。

（附属品検査の刻印）

第十二条　海外認定附属品は、協定規則に基づく方式に従って、法第四十九条の三第一項の刻印を行うことができる。

（容器に係る附属品）

第十三条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一　安全弁

二　逆止弁

第七章　特別充塡の許可申請

第十四条　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

第八章　容器及び附属品の再検査並びに容器検査所

（容器再検査の期間）

第十五条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては法第四十五条第一項若しくは法第四十九条の二十五第一項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の刻印又は法第四十五条第二項若しくは第四十九条の二十五第二項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の標章の掲示（以下「刻印等」という。）において示された容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月の末日、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第二十七条第一項に基づく刻印又は同条第二項に基づく標章において示された月の前月の末日から起算して、製造した後の経過年数（以下この条及び第五十八条において「経過年数」という。）四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月とする。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

（容器再検査の方法）

第十六条　法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方法をもって法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法とすることができる。

（容器再検査における容器の規格）

第十七条　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、繊維強化プラスチック複合容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器は、次に掲げるところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ　容器ごとに行うこと。

ロ　外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ等がないものを合格とすること。

二　容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ　容器ごとに行うこと。

ロ　漏れがないものを合格とすること。

三　その他告示に定める基準に適合するものであること。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもって法第四十九条第二項の経済産業省令で定める容器の規格とすることができる。

（附属品再検査の期間）

第十八条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、附属品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあっては、最近時の同検査に合格した日。）から附属品が装置されている容器が最初に受ける容器再検査までの間とする。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

（附属品再検査の方法）

第十九条　法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方法をもって法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める附属品再検査の方法とすることができる。

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十条　法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　附属品は、次に掲げるところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ　附属品ごとに行うこと。

ロ　附属品の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ、変形等がないものを合格とすること。

二　附属品は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ　附属品ごとに行うこと。

ロ　漏れのないものを合格とすること。

三　その他告示に定める基準に適合するものであること。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもって法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める規格とすることができる。

（容器検査所の登録の手続）

第二十一条　法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第二の容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の検査設備明細書には、第二十四条に掲げる基準に対応する事項を記載しなければならない。

（容器検査所の登録の更新の手続）

第二十二条　法第五十条第一項の規定により登録の更新を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第三の容器検査所登録更新申請書を容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請の際、検査設備が当該容器検査所の登録（登録の更新を受けているときは、前回の登録）を受けたときのものと異なるときは、前項の申請書に検査設備明細書を添付しなければならない。